

仕 様 書

1. 業 務 名 公益財団法人堺市産業振興センター情報誌制作委託業務
2. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日迄とする。
また、令和 9 年度以降も本業務が発生した場合、令和 11 年 3 月 31 日までは、引き続き今回のプロポーザルによって決定した事業者と随意契約を締結する予定である。
ただし、本業務の予算が成立しない場合又は別紙「承諾書」の各事項に該当する場合については、令和 9 年度以降の随意契約締結を保証するものではない。
3. 目 的 本業務は、堺市内中小企業等の紹介や、それらの企業が有する製品・技術等を広く紹介するとともに、当センターならびに国・大阪府・堺市等の産業支援施策や関連情報を発信することにより、中小企業等の経営支援、製品・技術開発、事業展開の促進を図ることを目的とする。
4. 編集方針 (1)堺市内の優れた経営者や、堺市内企業が製造・開発する製品・技術等を紹介し、魅力やポテンシャルの高さを読者が誌面から感じられるものであること。
(2)経営者や従業者、市民等幅広い層が読みやすい内容とすること。
5. 形 式 オールカラー A4 縦サイズ
6. 誌面構成 原則は以下の誌面構成とするが、受託者との編集会議や提案等により、本誌の閲覧者数向上に寄与すると判断する場合は、誌面構成を変更するものとする。
(1)表紙 1 ページ
(2)堺市内の事業者特集 4 ページ
(3)堺市内の事業者の現場で活躍するヒト 2 ページ
(4)当センターや堺市等の施策紹介記事 4 ページ
(5)堺市内の事業者が製造・販売するモノ（裏表紙） 1 ページ
7. 発行回数 年 4 回(発行月は下記 10. 納期（予定）を参照)
8. 成 果 物 (1)画像データ (JPEG)
(2)各ページの PDF ファイル及び AI ファイル
(3)ホームページ掲載用データ
(4)ポスター 計 3 枚【オールカラー、B2 縦サイズ、コート紙】
①前記 6 (1)表紙 1 枚
②前記 6 (5)事業者説明用 1 枚
③前記 6 (5)製造・販売するモノ説明用 1 枚

9. 業務内容 (1) 情報誌の企画、編集(原稿・イラスト作成、デザイン、レイアウト等)、取材、写真撮影など制作にかかわる一切の業務の実施。
詳細は「別紙」を参照すること。
- (2) 撮影写真や原稿等の電子データの作成及び保存、管理を行うこと。
なお、保存年限は3年とする。
- (3) 当センターホームページ掲載用電子データを作成し、必要に応じ、ホームページ管理会社と連絡調整を行うこと。
10. 納期(予定) 第80号: 令和8年 6月
第81号: 令和8年 9月
第82号: 令和8年 12月
第83号: 令和9年 3月
11. 納品場所 当センター又は当センターが指定する場所
12. 著作権等 (1) 成果物(未使用分の写真を含む)の著作権は当センターに無償譲渡すること。
- (2) 第三者の著作物を使用するときは、あらかじめ受託者が当該著作物使用の許諾を得ること。
- (3) 本誌は当センターホームページに掲載するため、ホームページ掲載についても許諾を得ること。

(別 紙)

1. 工程、業務責任者及びスタッフ

- (1) 当センターと協議のうえ、納品までの工程を定め、工程表を当センターに提出する。
- (2) 業務全体を管理・総括する者(以下「業務責任者」という。)を1人指定し、当センターに届ける。
- (3) 当センター及び取材先との連絡調整は、原則として業務責任者が行う。

2. 堺市内の事業者特集テーマ

- (1) 当センターが提示した方針に従い、堺市内の事業者特集のテーマ案を提出し、それを基に当センターと協議し、最終テーマを決定する。
- (2) 制作にあたっては、掲載内容、ページ構成などの概要を示し、当センターと協議し決定する。

3. 取材・撮影

- (1) 取材先は当センターが決定し、事前に取材の許可を得るものとする。
- (2) 取材先との事前交渉、日程調整、誌面校正等は受託者が行う。
- (3) 取材・撮影は業務責任者が立ち会いのうえ、コピーライター、カメラマンを伴い行う。

4. 原稿・校正

- (1) 取材完了後、速やかに原稿を作成し、原稿、写真をレイアウトしたものを当センターに提出する。
- (2) 校正は原則3回とするが、校了までに誤記等が見つかった場合は修正対応を行う。